

静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例第3条第1項第5号の市長が特に必要があると認めるときについて

平成27年7月23日決裁

1 静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例(平成26年静岡市条例第138号)第3条第1項第5号の林道の通行に当たりあらかじめ市長の許可を受ける必要がないものとして市長が特に必要があると認めるときとは、次の各号に掲げるときとする。

(1) 警察、消防、自衛隊等が緊急の業務で通行するとき。

(2) 次に掲げるとき。(林道東俣線を除く。)

ア 次に掲げる業務のために通行するとき。

(ア) 漁業

(イ) 有害鳥獣の駆除

(ウ) 林道の利用区域内の事業所、施設、設備等における業務(事業所等への物資の運搬、宿泊施設への送迎を含む。)

イ 治山事業、林道事業、砂防事業等を行うために通行するとき。

ウ 国又は地方公共団体の職員等が、公務のために通行するとき。

エ 国又は地方公共団体から委託を受けて業務を実施するために通行するとき。

オ 電気通信事業者が、電気通信事業のために通行するとき。

カ 電気事業者が、電気事業のために通行するとき。

キ 報道機関が、取材のために通行するとき。

ク 林道の利用区域内の土地の地権者が、当該土地の管理のために通行するとき。

ケ 南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画の施策を推進する事業、活動等のために通行するとき。

コ 山岳遭難の予防及びその対策等のために通行するとき。

サ 自然、環境等の保護、調査、研究等のために通行するとき。

シ 学術研究のために通行するとき。

ス 学校の教育活動のために通行するとき。

セ 教育、教養等を目的とした写真、映像等の撮影のために通行するとき。

ソ 業として写真又は映画を撮影するために通行するとき。

タ アからソまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

2 適用日

平成26年12月12日